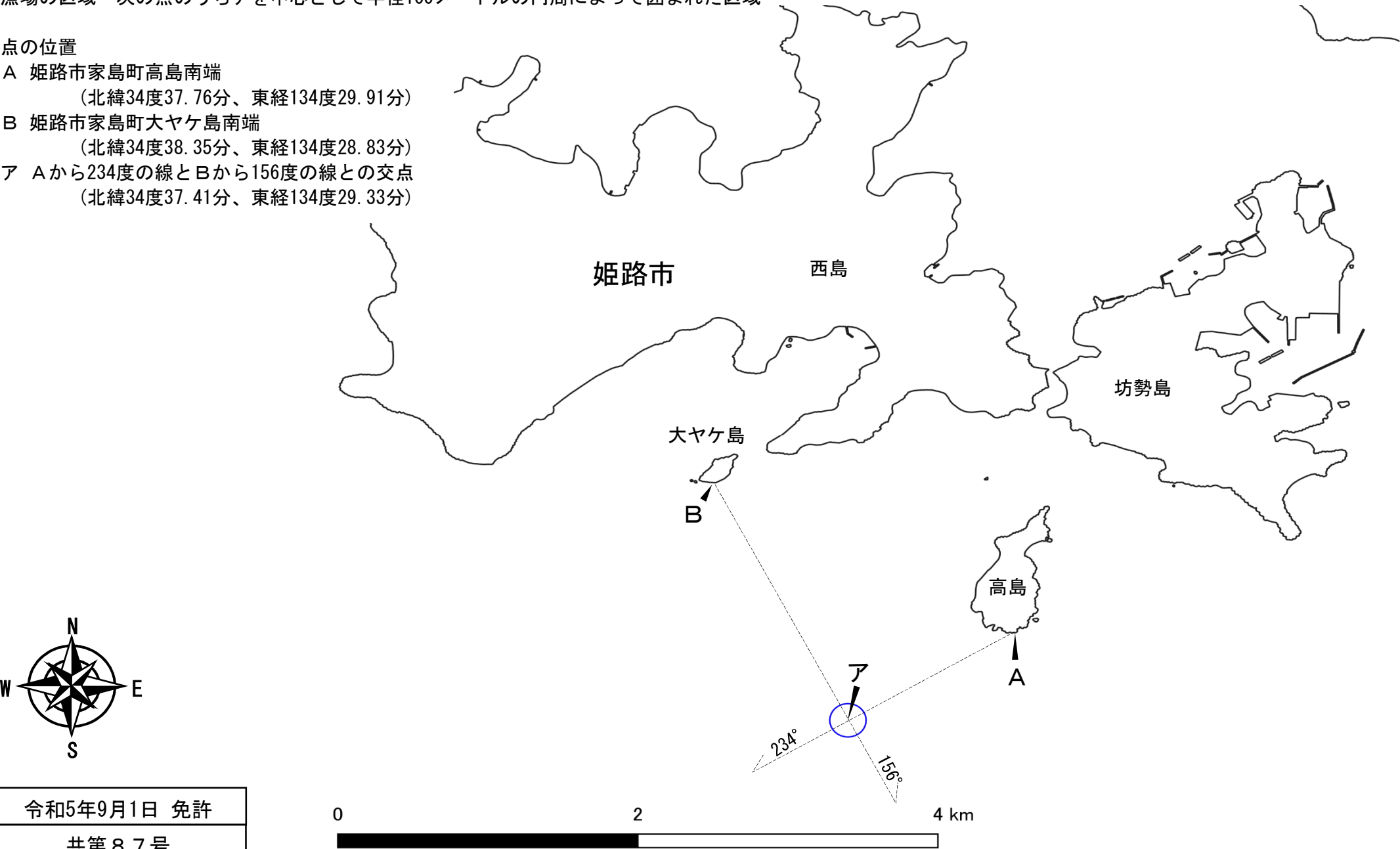


免許番号 共第 8 7 号
漁場の位置
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置
A 姫路市家島町高島南端
(北緯34度37.76分、東経134度29.91分)
B 姫路市家島町大ヤケ島南端
(北緯34度38.35分、東経134度28.83分)
ア Aから234度の線とBから156度の線との交点
(北緯34度37.41分、東経134度29.33分)



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり		免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区		兵庫県瀬戸内海海区		免許番号		共第87号		摘 要			

免許番号		共第87号		摘要			
共 有 漁 業 権 事 項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		